

是正改善措置事項

項目	現状	指摘内容		是正・改善方法	実施時期
		問題点	改善策(方法)		
2 自主事業	・自主事業の収入と直接支出は事業ごとに把握されており、収支差額は合計で 6,493千円となっている ・サニ-ホール駐車場、文化センター駐車場、町屋6丁目駐車場は区の条例に基づき区から無償貸与を受けており、実質的には補助金を受けていることと同様の経済的効果をもたらしている	・必要性がある事業については、補助金を受けるべきである	・補助金交付の実態を明らかにするためには、無償契約による援助という現在の方法よりも、区は公社より賃貸収入を受けて同額を補助金として支出する方法がより公社自身の活動内容が明らかになる	・公社設立許可にあたって、受託事業と自主事業の均衡ある割合(自主事業の比率が半分以上)が条件とされ、公社の独立性の確保を都から指導されている。 左の3事業が自主事業から受託事業になることにより自主事業比率が低下し、公社の存在自体が問われることになる。したがって、公社の独自性を確保するためには、現状では現行方式にならざるを得ないが、引き続き検討する。	検討
3 自主事業費と受託事業費の 人件費区分	・人件費はこれまで継続して法人管理運営費と自主事業費に計上されており、受託事業費には計上されていない ・自主事業費の人件費計上額の68%が受託事業費の人件費となっている	・会計は事業(経営)の実態を正しく関係者に金額で報告することを機能のひとつとして求められている	・合理的な区分基準を用意し、自主事業の人件費と受託事業の人件費を明確に区分する必要がある ・実態と乖離することのないよう、科目処理及び表示について改善すべき	・事業別の予算・決算を行っており、指摘に沿って改善する。	平成15年度から実施する
4 自主芸術文化 事業及び地域 振興自主事業	・平成12年度の自主事業43事業のうち1事業を除いて収支差額がマイナスになっている ・支出を直接費(公演委託料・広告料・チラシの作成等)に限定しても25,531千円の赤字	・芸術文化事業のうち、民間の劇場、ホール等で行う催し物は、都内であれば常時どこかで行われており、各自で自費で楽しめる環境にある	・区の厳しい財政状況を考えると、直接費における収支バランスを考慮すべき ・企画の良否と絞込み、入場者数の確保、PR、席による価格格差の導入、公演委託費の価格交渉の適正化等を行う必要がある	・ACCの設立趣旨、区民に身近な場所で安く芸術文化事業を提供する目的から、採算性だけで事業実施の判断をすべきでないと考えている。 ・企画の良否を絞り込み、自主事業数を減らす。	平成14年4月から実施
5 業務委託契約 における指名 競争入札	・平成12年度は8件の業務委託契約について指名競争入札を実施している ・入札参加は3~12社となっており、基本的には区より推薦を受けた企業を公社が指名して入札を実施している ・入札価格に格差はあまりなく、ほとんどの契約で受注企業の変動がない	・現状では、指名競争入札制度が十分有効に機能しているとは言えない状況にある	・指名業者を固定せず、できる限り新規企業にも入札参加の機会を与え入札制度をより有効に活用すべき ・予定価格の見直しや定期的に契約業務の内容の再検討をすべき	・可能な限り、新規業者を参入させるなどして、コストダウンを目指す。	平成14年6月から実施する
6 業務委託契約 における契約 金額	・支出の削減の努力は行われている ・各種業務委託契約において、契約金額がここ数年間において不変、あるいは僅かに減少しているのみの契約が見受けられる	・一般的には、建物の管理業務に関する単価は平成10年以降、減少する傾向にある ・平成12年を平成10年と比較した場合、単純平均で4.1%下落している	・業務内容の見直し、新規業者の参入等による支出の一層の削減を	・社会情勢等を考慮し、新規業者を参入させるなどして委託契約金額を下げる。	平成14年6月から実施する
7(1) 当座預金勘定 の使用	・公社の支払は、原則として銀行振込又は小切手振出しによってなされている。通常の支払いのために当座預金口座に資金を保有しておらず、小切手振出し後、同金額を普通預金口座から当座預金へ振替えている ・小切手を振出しても普通預金の減少しか会計処理を行っていない	・会計上当座預金取引が生じたことにより、当座預金勘定で処理すべきところ、当座預金勘定を使用しておらず、単なる通過勘定となっている	・当座預金勘定を使用し、補助簿である当座出納帳を用いて、振出小切手の管理を行い、銀行残高と帳簿残高の調整をスム-ズに行えるように改善すべき	・支払い事務の簡素化の一環として、小切手振出しを廃止する。今後は、口座振込と現金支払いで対応する。	平成14年7月から実施する
7(2) 未収金残高	・平成13年3月31日現在の未収金残高のうち、平成9年度から繰越されているチケット代779,500円がある	・早急に回収に努めるべき	・回収不能と判断すれば、必要な会計処理を行うべき ・今後は、滞留未収金が生じないように収金管理の徹底を	・損金として処理した。 ・今後は、未収金を発生させないシステムをつくる。 ・チケットは、必ず現金と引き換えに渡す。	平成14年4月から実施
7(3) 有形固定資産 の管理	・規程上、有形固定資産はその取得価格が20万円を超え、かつ、耐用年数1年を超える資産をいい、固定資産台帳を備え現物管理をすることと規定されている ・該当する車両運搬具及び什器備品については、固定資産台帳が作成されていない	・該当する資産の車両運搬具及び什器備品について、固定資産台帳が作成されていない	・固定資産台帳を作成するとともに、現物に資産を付す等し、実在性のチェックを定期的に行い保全状況、異動状況の把握をすべき	・固定資産台帳を整備する。 ・現物管理を徹底する。	ただちに実施
7(4) 備品の管理	・備品(耐用年数1年を超え、かつ、取得価格が1万円を超え20万円以下のもの)については備品台帳を備え、有形固定資産と同様に管理することと規定されている	・備品台帳が作成されていない	・備品台帳を作成するとともに、現物に備品を付す等し、保全状況、異動状況の把握をすべき	・備品台帳を整備する。 ・現物管理を徹底する。	ただちに実施
7(5) 自主公演のチケ ット管理	1)座席指定のない場合 チケットの現物管理を行っていない。入金金額を日ごとに計上しているのみ 2)座席指定のある場合 座席指定のチケットの連番を管理のために使用していない。売却のため預けたチケットの枚数は送付簿により記録し、送付簿はチケットとともに送付先に送り収受印をもらった後に、後日回収している	・チケットは金券であり、現物管理を行う必要がある ・公社には番号による記録がないので、どこにどのチケットを預けたかが送付簿が戻るまで途中の段階では把握できない	・チケットに事前に連番をつけること等により、売却分と未売却分の物的管理を行い、売却分について実際の収入金額との一致を確認をすべき ・チケットの番号による管理を徹底すべき	・チケットの管理は台帳を作成し、日々、売上枚数と残枚数を確認する。 ・チケット販売委託所に、随時チケット販売状況を報告させ、販売状況を把握する。 ・自由席にも連番を付け、チケットを管理する。 ・座席表に配付先を記入し、どこにどのチケットが配付されているか明確にする。	平成14年4月から実施
7(6) 招待者決定の 手続き	・チケット発売数が実際入場者数を下回っているケースがある ・取引先等の関係者を招待している	・招待者の選定についての内規及び名簿は作成していない	・入場券は金券であり、内規によって招待者の基準承認手続・名簿等を明らかにしておく必要がある	・招待者基準を作成する。	平成14年4月から実施
7(7) 荒川遊園の遊 戯券・領収書 の管理	1)遊戯券の記録管理 遊戯券については、受払の記録がない。現物については、金庫室および券発売機に保管している 2)領収書の発行 領収書は白紙1枚ごとになっており、控が残らない	1)遊戯券の記録管理 受払簿がないため現在のあるべき数量の把握ができていない 2)領収書の発行 領収書の発行記録を残す必要がある	・容易に換金できるものではないが、金券の一種であり、帳簿による継続記録により、残数管理が必要 ・領収書の発行記録を残すため、控えのあるものとするべき	・100円券の1包5000枚、500円券の1包2500枚、1000円券の1包5000枚。それぞれ1包単位で受払簿を作成した。 ・市販されている、控えのある領収書を使用し、発行記録が残るものにした。	平成13年11月1日から実施 平成13年12月1日から実施

是正改善措置事項

項目	現 状	指 摘 内 容		是正・改善方法	実施時期
		問 題 点	改 善 策 (方 法)		
7(8) 情報紙の広告料収入	・公社は毎月1回、情報紙「ほっとたうん」を発行している。部数7万6千部、4A-サイズの年10回、8A-サイズの年2回発行し、主に新聞折り込みにより区民に配布している ・イベントガイドとして公社が管理運営する催し物の案内広告になっている ・紙面に広告を掲載し、広告料収入を得ている。平成12年度の広告料収入は680万円 ・平成12年度の発行費用は2,100万円で広告料収入を差し引いて1,420万円が区からの補助で賄われている	・「ほっとたうん」の広告料収入管理 ・常時広告掲載者の広告料の割引	・統一的フォームを用いるなどして掲載管理、入金管理が一元的に分かるよう改善すべき ・常時広告掲載者の広告料の割引について、詳細な基準を定める等検討すべき	・ほっとたうん各月号ごとに広告掲載者を管理簿に明記し、掲載入金管理をする。 ・継続広告掲載者の広告料割引率を明確にするため、広告料の割引基準を定める。	平成14年5月から実施する
7(9) 共催事業預り金の簿外処理	・共催事業のチケットの売却代金については、主催者よりチケットを預かり、これを売却した後、売却代金の現金を渡す手順となっている ・当該金員は公社の帳簿上、簿外の現金又は預金となっている	・預かった現金・預金は公社の管理下の資産である	・預り金処理をして帳簿に計上すべき	・帳簿を作成し、安全で責任をもった取扱いをする。	平成14年5月から実施する
7(10) 使用料預り金	・徴収した受託施設の使用料を経理上明確に区別するため公社では、使用料を入金管理する通帳を受託施設ごとに保有している ・当該通帳は公社の名義であるにもかかわらず、区の使用料の管理通帳であることから簿外処理されている	・通帳の名義は公社であり、その保管、管理の責任は区へ振込むまでは公社にある	・公社の会計に取り込んで経理処理し、徴収した使用料は、「使用料預り金」など適当な科目で管理すべき ・当該通帳についても他の預金と同様に定期的に残高の照合を行い、毎月一度区へ徴収した使用料を振込んだ後は、預り金勘定がゼロになることを確認する必要がある	・専用通帳については、他の預金と同様に定期的に残高の照合を行う。	平成14年4月から実施
7(11) 受付業務の外部委託単価	・ム-7町屋と日暮里サニ-ホールにおいては、舞台機器等の管理業務の一環として受付業務を各々異なった業者に委託している ・(単純に比較できないが)両者の金額を比べると、次のとおりとなる ム-7町屋 受付1人当たり5,424,000円/年(4人) 日暮里サニ-ホール 受付1人当たり6,961,500円/年(2人)	・(単純に比較できないが)ム-7町屋と日暮里サニ-ホール受付の委託単価に開きがある	・経済合理性を追求する一環として、他業者間における同一業務の単価等の比較の検討	・単価調査を実施し、入札も含めた契約のあり方を検討する。 ・受付業務経費を含めた舞台機器等の管理業務の委託総価では、大きな差はない。したがって、受付業務経費のみを抽出比較する意義は薄いと考える。	平成14年度から実施する
7(12) 再委託時の管理監督責任の履行	・公社は現在受託業務の一部を第三者に再委託しており、再委託業務については管理監督責任を負っている 1)荒川遊園プール管理委託 日誌にて確認したところ、全期間を通すと延べ人数は確保されているが、日によって不足している場合がある 2)清掃委託(荒川遊園、町屋文化センター) メモ等で契約通りに履行されているか確認している	1)荒川遊園プール管理委託 監視員が不足している日が1日、受付員が不足している日が6日あった (プール監視員の不足は何らかの不測の事態が生じた際は大きな問題となる) 2)清掃委託 報告書上、作業の履行が確認できないものが2件あった (業務履行が行われてはじめて委託料の支払いがなされるものである)	・委託業者への指導は適確に行う必要がある ・人員等は1日単位で不足がないか判断すべき ・公社の正式な報告書にて管理する必要がある	・仕様書どおりに人員が配置されているか、毎日確認を行う。 ・清掃委託については正式な報告書(作業日報)を提出させ、確認する。	平成14年7月20日から実施する 平成14年4月から実施
7(13) 受託業務における支出の決定権者	1)受託事業の経費支出 2件の決定権者違いがあった (正)事務局長決定(誤)次長決定... 1件 (正)事務局長決定(誤)最終決定権者の決定印なし... 1件 2)受託事業の契約 3件の決定権者違いがあった (正)事務局長決定(誤)次長決定... 2件 (正)理事長決定(誤)事務局長決定... 1件	・その職務・権限に応じた決定が必須 ・処務規程に沿った決定をすべき	・起案者が正確に決定者を認識するとともに、決定者も内容をよく確認し自己による決定の案件かを的確に判断すること	・起案者に正確に決定権者を認識させるとともに、決定権者のチェック機能を強化した。	平成13年11月から実施
7(14) 派遣職員の従事業務と派遣先部門	・区職員の派遣期間は原則3年間となっており、従事業務に精通しかけた段階において復職していく ・業務精通者としての役割を非常勤職員、臨時職員の例外的な雇用期間の延長といった形で維持している	・業務に精通した者の確保による効率的な運営	・区においての経験が可能な限り生かせるよう、派遣職員の内容、職員の構成について考慮する必要がある (例えば、公社の場合外部業者との契約作業に従事する職員は区においても同種業務に精通した職員を要請するなど)	・従来より、区へバランスよい人事配置を要請している。	平成13年11月実施
7(15) 職員の雇用期間の取扱い	・平成12年5月1日現在、公社の職員構成は、派遣職員24名、固有職員2名、非常勤職員17名及び臨時職員10名となっている ・規程上、非常勤職員は1年を超えない範囲で、臨時職員は3ヶ月を原則としている	・非常勤職員(原則1年間)、臨時職員(原則3ヶ月間)とも原則期間を超過して雇用が継続されている状況(例外的取扱い)が多い ・このような状況は規程上例外的取扱いが設けられた趣旨とは異なる	・規程に合規した取扱いを行うか、又は、公社発足時と環境が異なることから規程自体を見直しを検討すべき	・非常勤職員については、規程にそった取扱いを行っている。 ・臨時職員については、実態に即した規程の見直しを検討する。	検討
7(16) 予算における次期繰越収支差額	・設立以来予算上、次期繰越収支差額がゼロ円として組まれている	・継続事業体として次期繰越差額ゼロは、予算といえども実際は無理であり、不自然 ・12年度末の次期繰越差額は予算上ゼロ円であるが、実算は25,844千円である	・現実的な目標額を設定して繰り越すように変更すべき	・現実的な目標額を設定して予算に計上するなどの方法について検討する。	平成14年度から実施する
7(17) 理事会、評議員会の議事録	・理事会、評議員会とも年3回開催されており、それぞれの会議の議事録を作成している	・理事会、評議員会の議事録に、議事録署名人の記載がなく不備 (寄附行為第27条第2項及び第33条第2項に違反)		・速やかに処理した。	

是正改善措置事項

項目	現 状	指 摘 内 容		是正・改善方法	実施時期
		問 題 点	改 善 策 (方 法)		
基本財産の運用	<p>〔基本財産額〕 (財) 荒川区地域振興公社 5億円</p> <p>〔運用収入〕 (財) 荒川区地域振興公社 31,064千円 4,254千円</p>	<p>・基本財産3億円は設立以来現在まで定期預金で運用されているが、平成14年4月よりペイオフが部分解禁される</p> <p>・財団法人の事業費は、基本財産の運用収入で賄うこととされているため、現在の低金利のもとでは財政運営はかなり厳しくなっている。</p> <p>・基本財産利息収入は最高時が平成3年度であり、平成12年度は激減している</p>	<p>・ペイオフ等も踏まえ、早急に、安全かつ有利な運用方法の検討をすべき</p>	<p>・3財団とも当面の措置として、平成15年3月まで全額保護される普通預金に預け替えを行った。</p> <p>・平成13年11月に荒川区ペイオフ対策検討委員会がとりまとめた「荒川区のペイオフ対策」では、財団等の財政援助団体においても、これを参考にペイオフ対策を講じるよう求めている。</p> <p>・また、関係部課長、金融に関し知識・経験を有する専門家で構成する「荒川区公金管理委員会」を設置し、平成14年6月に第1回の委員会を開催し、9月を目途に一定の方向を出すとしている。</p> <p>・今後は、公金管理委員会の結論を参考にしながら、各財団とも他財団と連携をとりながら、主体的に安全・有利な運用方法を決定する。</p>	検討

是正改善措置事項

項目	現状	指摘内容		是正・改善方法	実施時期
		問題点	改善策(方法)		
2 検診機器更新に伴う意思決定のための資料作成	・がん検診事業については、他区に比べて高い受診率を誇っている ・設立時より10年間を経過し、主要検診機器装置は未だに更新されておらず、老朽化している	・検診機器の老朽化は故障を多発し、日常の検診業務にも支障をきたす恐れがある ・更新すべきか否かを判断する時期にきている(時間的な余裕は限られている)	・検診機器の更新の判断は、がんセンターのあり方のみならず、中長期的に区の財政にも大きな影響を及ぼす問題であるとの認識をもって臨まなければならない ・単に「更新」のみならず、「がん検診事業のがんセンター以外の外部機関への委託」も選択肢の一つとして考えられる	・がん検診のあり方については、がん予防センターを廃止し外部に委託することを視野に入れながら、経費面ばかりでなく、区民の利便性、検診の有効性や費用対効果、他の医療機関等における検診の可能性等、様々な観点から引き続き検討を進めていく。	実施中
		・がん予防センターのあり方、今後の方針を検討・決定していくうえで様々な判断資料が必要にもかかわらず、現状では区及びがん予防センターに比較検討する資料が十分でない	・活用を検討すべき外部状況、外部資源のより具体的な調査をはじめ、判断の材料となるべき各種資料の収集を急ぐべき	・荒川区のがん検診に関するデータや特別区の状況については、資料をとりまとめている。 ・今後は、これらの調査結果の分析をすすめるとともに、あらたな情報の収集・調査等を行い、がん予防センターのあり方を決定するための判断材料となるべき資料を作成する。	実施中
3 一検診項目当たりの検診単価の試算	・がん検診事業にかかる一検診項目あたりの検診単価を平成12年度の決算資料に基づき試算すると、10,570円と算出できる		・試算したがん検診単価を、今後のがん予防センターのあり方を決定する際の資料の作成等に活用するべき	・がん検診の単価については、センターとして独自に単価計算を行っている。条件設定により様々な算定方法があり、区で算出した単価と他の医療機関等の単価とを単純に比較することは難しいが、さらに情報の収集・調査を行い、比較できるような資料を早急に作成する。	実施中
4 消耗品(検査材料)の棚卸	・消耗品費として処理されている検査材料の支出は、年度末の購入額が他の月の購入額に比較して多額になっている ・逆に、年度当初の購入が少ない	・これは年度末の棚卸資産の存在を連想させる ・試算によると在庫金額は6,563千円と推定できる	・未使用検査材料はがん予防センターの資産として適切に管理すべきである ・年度末に棚卸を実施し、正しい棚卸金額を把握すべき	・平成14年度からは、がん検診に用いる主要消耗品について年間の使用量を算出し、年度末に偏ることなく適正な購入を行っている。物品の在庫管理については、年度末に棚卸を実施し、棚卸金額を算定する。	平成14年度中に実施
5 施設管理の委託における指名競争入札	・施設管理費の平成12年度委託契約17件のうち指名競争入札は2件であり、残りすべてが随意契約 ・委託契約による外部契約者は平成8年度以降殆ど同一業者で占められている ・指名競争入札2件も区の推薦を受けた10社程度で行われているが、結果として同一業者が長期固定契約をしている状況が継続している	・入札制度が形骸化している可能性も否定できない	・契約価格の妥当性の調査、積極的に新規の入札者の参加を図るなど、将来的には一般競争入札制度の導入を検討すべき ・予定入札価格の設定についても、業務内容を検討し、工事専門家からのアドバイス・他区の類似契約内容等を参考にしながら決定すべき	・今後は、他の類似施設の入札内容、入札仕様書等を精査するとともに、指名入札参加業者の増加や入れ替えを行って、さらに適正な方法で実施していく。	平成14年の入札より実施している
6(1) 理事会、評議員会の議事録等	・理事会、評議員会とも年3回開催されており、それぞれの会議の議事録を作成している	・第2回(H12.12.21)理事会、評議員会の議事録に、議長及び議事録署名人の署名がなく不備(寄附行為第26条第2項及び第32条第2項に違反) ・第3回(H13.3.29)理事会、評議員会の議事録が適正に管理されていなかった		・監査終了後、直ちに、署名及び押印を署名人に依頼し完了した。また、ファイリング・システムの適正な管理により、議事録等の検索や供覧が行えるように是正した。	平成13年度中に実施済み
費用弁償	・役員には費用弁償することができる、とされている	・出席者の費用弁償(旅費)の領収書に日付がないものが数件見られた		・今後、費用弁償については、受領の際に日付等の確認を徹底し、適正化を図る。	平成13年度中に実施済み
6(2) 処務規程	1)文書管理 ・文書の取扱いに関し、受発文書には番号を記入しなければならないとされており、この番号は一連番号とされている ・文書処理簿は、起案日の日付順に発議番号をとるため、番号をとり忘れた案件は、枝番を付して管理している	・事後に遡っての文書の作成を可能にし、また同行為を容認することになりかねず、管理上好ましくない		・平成14年度からは、文書管理の確認体制を強化し、文書担当係長の指導による適正な管理を実施する。	平成14年度から実施している
	2)金券管理について ・処務規程では、金券については金券処理簿を作成し、管理する旨定めている ・現在、ごみ処理券・切手・はがき・収入印紙・タクシー券・テレホンカードの6種類について受払簿による管理をしている	・受払簿の払出し記入の誤りにより、ごみ処理券・切手・収入印紙の3種類が受払簿の残数と現物の数が一致していなかった	・管理を徹底し、定期的に受払簿の残数と現物の照合を行い、また上司がこれを承認する制度を整備すべき	・監査終了後、直ちに、各種別に受払簿を活用し、定期的に数量の確認を行う等適正な管理を実施した。	平成13年度中に実施済み
6(3) 会計処理規程	1)収支計算書の科目表示 ・予算科目は公益法人会計に準拠して小科目まで開示している ・収支計算書の科目表示が大科目中科目までの開示となっている	・両者が比較しづらい	・予算に対する実績の対比をより詳細に開示し、比較できるように収支計算書の科目表示は予算書に沿った小科目までとするよう改めるべき	・予算に対する実績の対比をより詳細に開示することで、比較検討を容易にするため、収支計算書の科目表示についても小科目まで表示する。	平成14年度から実施する
	2)月次決算 ・会計システムは過去に遡って訂正を入力できるものになっている ・実際の運営上、月次報告後に訂正入力を行っているケースが見受けられた	・月次報告後の遡及訂正は会計処理上望ましいものではない	・取引の訂正は、訂正した日が明らかになるような形で処理を行うべき	・月次確定後は、訂正した日が明瞭になるような処理を徹底する。	平成14年度から実施する

是正改善措置事項

項目	現 状	指 摘 内 容		是正・改善方法	実施時期
		問 題 点	改 善 策 (方 法)		
	3)機器備品購入処理 ・会計処理規程では、10万円を超える物品については資産として計上し管理することとされている	・ノートパソコン4台(1台当たり163千円,計652千円)が機器備品費として処理されていた	・会計処理規程どおり適正に処理を	・監査終了後、指摘のノートパソコン四台については会計処理規程どおり、「機器備品費への計上」から「資産への計上」に変更した。	平成13年度から実施している
6(4) 契約事務規程	1)契約台帳 ・「契約締結決定書」により契約内容を管理しているため、契約台帳を平成8年度より作成していない ・契約事務規程では「契約の内容については、契約台帳により契約日順に整理しておかなければならない」と定められている	・規程上は作成を求めている	・現実により良い管理方法が採用されているのであれば、規程に実務を合わせるのではなく、実務に規程を合わせるべき	・項目別に契約台帳を作成し適正に管理する。	平成14年度から実施する
		2)検査 ・契約事務規程では、「契約の適正な履行を確保するため、必要な検査をしなければならない」、「検査を行わせるため検査員を置き、検査員は事務局長が任命する」と定めている	・実際には検査材料等の購入の際、十分な受入れ検査は実施されていない ・事後的には誰が受入れ検査したかも分からず、責任の所在が明確になっていない	・不良品に対する不要な支出を未然に防ぐためにも、検査を誰が行うのか明確にし、受入れ検査時には検収印を押印するなど責任の所在の明確化が必要	・検査員については、業務係長を検査員に任命し適正な検収を行う。
6(5) 区との間の受託検診業務委託契約書	・公社は、四半期ごとに、支払いを受けた委託料の実績報告書を、翌月の20日までに区に提出しなければならないと委託契約書に記載されている	・実際には報告書を提出するまでに30日程度の日数がかかるため、報告が遅延するのが常態となっている	・実態に合わせた形での契約に改定すべき	・実態に合わせた内容とするため契約内容を変更する。	平成14年度から実施する
6(6) 人件費支出の支出区分妥当性	・職員の人件費支出の表示に際し、本来収支計算書上「法人運営管理費」として区分表示すべき金額の一部について、月次手当が「予防教育事業費」に、また、民間の賞与に当たる手当が「がん検診事業費」で処理されていた	・本来想定される支出区分とは異なる形で収支計算書が作成されている ・収支計算書は、一事業年度の公益法人の活動を計数的に表示することによって実態を表すべきものであり、実態と異なる区分がなされている収支計算書の開示は不適切である		・平成13年4月から事務局長が衛生課長との兼務からセンター専任になったことにより生じたものである。 本来、予算の組換えは、理事会の議決事項であることから、今後は、議決により適正に対応する。	平成13年度に限定した措置
6(7) がん検診事業費の消耗品費	1)消耗品購入の経費支出 2件の決定権者違いがあった (正)副理事長決定(誤)事務局長決定...2件	・その職務・権限に応じた決定が必須 ・処務規程に沿った決定をすべき	・起案者が正確に決定者を認識するとともに、決定者も内容をよく確認し自己による決定の案件かを的確に判断すること	・今後は、このようなことが無いよう、決定における点検を強化し適正に処理する。	平成14年度から是正する
6(8) 有形固定資産の管理	・規程上、有形固定資産はその取得価格が10万円を超え、かつ、耐用年数1年を超える資産をいい、固定資産台帳を備え現物管理をすることと規定されている ・機器備品については、固定資産台帳が作成されていない	・機器備品について、固定資産台帳が作成されていない ・規程が守られていない	・固定資産台帳を作成するとともに、現物に資産を付す等し、実在性のチェックを定期的に行い保全状況、異動状況の把握をすべき	・監査終了後、直ちに財団の固定資産台帳を再編しなおしたところである。今後は、適切に管理する。	平成13年度に実施済み
6(9) 備品管理	・備品(耐用年数1年を超え、かつ取得価格が1万円を超え10万円以下のもの)については備品台帳を備え、有形固定資産と同様に管理することと規定されている	・備品台帳が作成されていない ・規程に沿った管理がなされていない	・規程に準拠し備品台帳を作成するとともに、償却対象資産ではないが現物に備品を付す等し、保全状況、異動状況の把握をすべき	・監査終了後、直ちに財団の備品台帳を作成した。今後は、適切に管理する。	平成13年度に実施済み
6(10) 貸与されている機器備品	・区より貸与されている機器備品については、保全物品整理簿を備え、がん予防センターの物品との区分を明確にするため、シールその他の方法で区分表示することが義務づけられている ・荒川区より貸与されている機器備品リストの中ががん予防センター-所有のものが2件あった	・規程に沿った処理がされていない ・荒川区より貸与されている機器備品リストの中ががん予防センター-所有のものが2件あった	・早急に貸与されている機器備品について整理簿に基づく整理を現品に付し、保全状況を明確にしておくべき	・区からの貸与備品については、保全物品整理簿を作成した。今後は適切に管理する。 ・がん予防センターQ&A装置・栄養コンピュータについては、財団の備品として購入されたものであり、区の備品のラベルを貼り間違えたものである。直ちに、センター備品としての処理を行った。	平成13年度に実施済み 平成13年度に実施済み
6(11) 電話加入権	・財産目録(貸借対照表)に電話加入権が432千円計上されている	・この内訳である電話番号及び各取得価額が明らかとなっていない	・財産目録別紙としての内訳表を作成しておくべき	・監査終了後、直ちに、電話番号及び各取得価格等の内訳表を作成した。	平成13年度に実施済み
6(12) 予算における次期繰越収支差額	・設立以来予算上、次期繰越収支差額が0円として組まれている	・継続事業体として次期繰越差額0円は、予算といえども実際上は無理であり、不自然 ・12年度末の次期繰越差額は予算上0円であるが、実算は31,062千円である	・現実的な目標額を設定して繰り越すように変更すべき	・今後、他の財団の状況を調査するとともに、都とも相談し研究していく。	平成14年度中に対応する
基本財産の運用	{基本財産額} (財)荒川区がん予防センター 5億円	・基本財産3億円は設立以来現在まで定期預金で運用されているが、平成14年4月よりペイオフが部分解禁される	・ペイオフ等も踏まえ、早急に、安全かつ有利な運用方法の検討をすべき	・3財団とも当面の措置として、平成15年3月まで全額保護される普通預金に預け替えを行った。 ・平成13年11月に荒川区ペイオフ対策検討委員会がとりまとめた「荒川区のペイオフ対策」では、財団等の財政援助団体において、これを参考にペイオフ対策を講ずるよう求められている	検討

是正改善措置事項

項目	現 状	指 摘 内 容		是正・改善方法	実施時期
		問 題 点	改 善 策 (方 法)		
	〔運用収入〕 (財) 荒川区がん予防センター 41,997千円 4,487千円	・財団法人の事業費は、基本財産の運用収入で賄うこととされているため、現在の低金利のもとでは財政運営はかなり厳しくなっている。 ・基本財産利息収入は最高時が平成3年度であり、平成12年度は激減している		<p>ても、これを参考にハイオフ対策を講じるよう求めている。</p> <p>・また、関係部課長、金融に関し知識・経験を有する専門家で構成する「荒川区公金管理委員会」を設置し、平成14年6月に第1回の委員会を開催し、9月を目途に一定の方向を出すとしている。</p> <p>・今後は、公金管理委員会の結論を参考にしながら、各財団とも他財団と連携をとりながら、主体的に安全・有利な運用方法を決定する。</p>	

是正改善措置事項

項目	現状	指摘内容		是正・改善方法	実施時期
		問題点	改善策(方法)		
2 区分収支計算による会費収入と直接事業費の関係及び区の補助金の効率性	・会費収入とその還元 ・改定区分収支計算書を作成し分析してみると、会費入会金収入と勤福センターの会員に対する還元率は、チケット等の市場価格と特約契約による購入価格との差額によるメリットを考慮すると、103%となっており会費相当分を還元している	・会員に25,022千円の会費入会金収入に対応するほぼ同額の経済的メリット25,710千円を供与するために55,624千円の補助金を区が負担している	・3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、とりわけ、一定の資源によってどれだけ成果を上げ節約できているか、という効率性の点から根本的な見直しが必要	・基本財産運用収入や会員数の減少による厳しい財政状況に対応するため、中長期計画を策定し、会費改定及び給付金の給付割合見直しを実施した。 これまでも、人件費及び管理費の縮減に努めてきたが、センター事業の見直しをさらに進め、効率的な運営を推進する。	平成14年4月から実施
3 勤福センターの対応と中長期予想収支計算書の必要性	・基本財産運用収入の激減及び会員数の減少傾向による勤福センターの厳しい財政に対応するため中長期計画を策定した	・事業活動に関する改定案は示されているが、人件費及び管理費の改定案は示されていない	・人件費及び管理費の金額の予想に基づいた中長期の予想収支計算書の作成により将来の区からの必要補助金の金額も明らかになり、その支出の可能性により勤福センターの活動範囲にも影響を及ぼすことになる ・このため、中長期の予想収支計算書の作成が必要	・既存ベースでの「財政運営シミュレーション」は既に作成した。 今後、センター事業やセンターのあり方を検討した上で、人件費及び管理費の改定案を含んだ中長期の予想収支計算書を作成する。	平成13年10月
4 会員に対する給付金の支給・補助の利用の検討	・会員に対する見舞金・死亡弔慰金等の給付金や宿泊補助に関しては、現状の規程・規則に則って適正に支給されている	・会員に対する見舞金・死亡弔慰金等の給付金については、家族の加入形態により、会費に比して多額の給付金が支給されるケースもある ・宿泊補助に関しても同様なケースがある	・しかしながら、少しでも多くの会員に対して勤福センターの役務を継続させようとした場合、その給付金の支給範囲及び支給対象の範囲を制限することも必要	・平成14年度から在会年数に応じた支給方法を導入し、改善を図っているが、給付金及び利用補助について、今後も検討を続けていく。	平成14年4月から実施
5(1) 精算金の未払金計上	・区への平成12年度の補助金返還額3,565,770円を、翌13年度返済時に荒川区精算金勘定で処理している	・返済額は決算前に確定している	・年度末に決算修正事項として未払金を計上し、区の補助金決算額と合わせるようにすべき	・区補助金執行額の確定後、当該年度の収支計算書に未払金として計上する。	平成13年度決算から実施
5(2) 残高証明書の入手	・会計処理規程では、預貯金は毎月1回残高証明により帳簿残高と照合しなければならぬとされている	・流動資産の普通預金については残高証明書の入手がなされているが、基本財産定期預金及び給付事業積立金定期預金については毎月及び年度末の残高証明書が入手されていない	・財産保全確認の規定の趣旨に沿って入手すべき ・通帳等での確認を前提として、残高手数料節約のため、毎月入手を四半期毎入手等に規程を改正することも検討の余地がある	・平成14年3月20日開催の理事会において、残高証明書の入手時期を「毎月」から「四半期ごと」に改正し、月々の照合は預金通帳を使用することとした。	平成14年4月から実施
5(3) 会費未収金	・当期末現在の会費未収金残高のうち、前年度以前に発生している未収のものが21千円ある	・相手先が不明	・早急に必要会計処理(減額)を行うべき	・過年度分の会費未納者についても未収金リストを作成し、未収金の管理をしている。 なお、会計処理については「全国公益法人協会」から、「未収額が少額のため、現段階では様子を見て処理することが好ましい」との回答を得たため、今後の未収金の動向を踏まえ対応を検討する。	検討
5(4) 計算書類の表示	1)計算書類の注記場所 ・計算書類中、「計算書類に対する注記」の場所が収支計算書の次になっている	・会計処務規程では、公益法人会計基準準拠とされている	・財産目録の後にすべき	・平成13年度決算から「計算書類に対する注記」は財産目録の後に掲載した。	平成13年度決算から実施
	2)借入金返済支出の中の支払利息 ・計算書類中、借入金返済支出25,024,726円のうち、24,726円は支払利息が含まれている	・会計処務規程では、公益法人会計基準準拠とされている	・支払利息24,726円は管理運営費の支払利息として計上表示すべき	・平成14年度予算から「支払利息」の勘定科目を設け、短期借入金返済の際、元本と利息が明確になるようにした。	平成14年度予算から実施済み
	3)給付金事業積立金の増加額の表示 ・給付金事業積立金の受取利息(51,655円)が元本組入れのため、正味財産増減計算書に給付事業積立定期預金増加額として表示計上されている(妥当)が、収支計算書に受取利息として計上されていない		・預金利息がどれだけあるかを示す意味で雑収入中の受取利息に51,655円を計上し、同額を特定預金支出の給付事業積立金支出として総額計上表示することが望ましい	・平成14年度予算から雑収入中に給付積立預金受取利息を予算計上し、支出科目にも特定預金支出科目を設置することで、給付積立金及びその利息については、決算書に明確に表記されるようにした。	平成14年度予算から実施済み
5(5) 指定宿泊事業の利用補助単価の規定方法	・宿泊事業では、「宿泊施設を年間指定して契約し、勤労者が協定料金で宿泊できるよう利便を図る」と規定されているが、実際は会員(一人当たり3,000円)、その家族(同1,000円)に均一の金額を補助している	・この金額は会員のガイドブックに記載されており、理事会の承認を得ているが、規則には規定されていない	・給付金の金額と同様、会員に周知するため「事業に関する規則」にその金額を規定することが望ましい	・補助金については、宿泊事業の他100以上あるため、全ての補助金を網羅し、規定することは困難である。引き続き、規則以外で会員への周知を確保していく努力をしていく。	
5(6) 予算における次期繰越収支差額	・設立以来予算上、次期繰越収支差額がゼロ円として組まれている	・継続事業体として次期繰越差額ゼロは、予算といえども実際は無理であり、不自然 ・12年度末の次期繰越差額は予算上ゼロ円であるが、実算は24,605千円である	・現実的な目標額を設定して繰り越すように変更すべき	・公益法人会計基準に表記されている収支予算書では、次期繰越収支差額がゼロ円で計上されていることから、これまでゼロ円で計上してきたが、指摘を踏まえ今後検討する。	検討
基本財産の運用	〔基本財産額〕 (財)荒川区勤労者福祉サービスセンター 3億円	・基本財産3億円は設立以来現在まで定期預金で運用されているが、平成14年4月よりペイオフが部分解禁される	・ペイオフ等も踏まえ、早急に、安全かつ有利な運用方法の検討をすべき	・3財団とも当面の措置として、平成15年3月まで全額保護される普通預金に預け替えを行った。 ・平成13年11月に荒川区ペイオフ対策検討委員会がとりまとめた「荒川区のペイオフ対策」では、財団等の財政援助団体において、この対策を踏まえ、ペイオフ対策を講ずることが必要としている	検討

是正改善措置事項

項目	現 状	指 摘 内 容		是正・改善方法	実施時期
		問 題 点	改 善 策 (方 法)		
	〔運用収入〕 (財) 荒川区勤労者福祉サービスセンター 25,425千円 2,189千円	・財団法人の事業費は、基本財産の運用収入で賄うこととされているため、現在の低金利のもとでは財政運営はかなり厳しくなっている。 ・基本財産利息収入は最高時が平成3年度であり、平成12年度は激減している		<p>し、これを参考にハイオフ対策を講じるよう求めている。</p> <p>・また、関係部課長、金融に関し知識・経験を有する専門家で構成する「荒川区公金管理委員会」を設置し、平成14年6月に第1回の委員会を開催し、9月を目途に一定の方向を出すとしている。</p> <p>・現在、調査・検討を重ね、実施に移す段階にきている。</p>	

是正改善措置事項

3 団体共通

項目	現 状	指 摘 内 容		是正・改善方法	実施時期
		問 題 点	改 善 策 (方 法)		
基本財産の運用	<p>〔基本財産額〕</p> <p>(財) 荒川区地域振興公社 5億円</p> <p>(財) 荒川区がん予防センター 5億円</p> <p>(財) 荒川区勤労者福祉サービスセンター 3億円</p> <p>〔運用収入〕</p> <p>(財) 荒川区地域振興公社 31,064千円 4,254千円</p> <p>(財) 荒川区がん予防センター 41,997千円 4,487千円</p> <p>(財) 荒川区勤労者福祉サービスセンター 25,425千円 2,189千円</p>	<p>・基本財産3億円は設立以来現在まで定期預金で運用されているが、平成14年4月よりペイオフが部分解禁される</p> <p>・財団法人の事業費は、基本財産の運用収入で賄うこととされているため、現在の低金利のもとでは財政運営はかなり厳しくなっている。</p> <p>・基本財産利息収入は最高時が平成3年度であり、平成12年度は激減している</p>	<p>・ペイオフ等も踏まえ、早急に、安全かつ有利な運用方法の検討をすべき</p>	<p>・3財団とも当面の措置として、平成15年3月まで全額保護される普通預金に預け替えを行った。</p> <p>・平成13年11月に荒川区ペイオフ対策検討委員会がとりまとめた「荒川区のペイオフ対策」では、財団等の財政援助団体においても、これを参考にペイオフ対策を講じるよう求めている。</p> <p>・また、関係部課長、金融に関し知識・経験を有する専門家で構成する「荒川区公金管理委員会」を設置し、平成14年6月に第1回の委員会を開催し、9月を目途に一定の方向を出すとしている。</p> <p>(財団法人 荒川区地域振興公社・財団法人 荒川区がん予防センター)</p> <p>・今後は、公金管理委員会の結論を参考にしながら、各財団とも他財団と連携をとりながら、主体的に安全・有利な運用方法を決定する。</p> <p>(財団法人 荒川区勤労者福祉サービスセンター)</p> <p>・現在、調査・検討を重ね、実施に移す段階にきている。</p>	検討